

平成26年 第7回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成26年5月7日(水)  
開会 午後4時05分 閉会 午後4時48分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
  - (1) 議案第41号 京丹後市社会教育委員の委嘱について
  - (2) 議案第42号 京丹後市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
  - (3) 議案第43号 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査検証委員会に関する条例の制定について
  - (4) 議案第44号 専決処分の承認について(行政財産の用途廃止について)  
【追加議案 議案第45号】
  - (5) 議案第45号 第11回大宮町体育大会の開催に係る後援について
  - (6) 報告第11号 京丹後市立幼稚園・保育所内科医、歯科医、薬剤師の委嘱について
  - (7) 報告第12号 京丹後市教育振興計画策定委員会委員の退任及び委嘱について  
【追加議案 報告第13号】
  - (8) 報告第13号 京丹後市小中一貫教育研究推進協議会委員の退任及び委嘱について
- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり(全10頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成26年6月6日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、教育理事 松本明彦  
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、  
文化財保護課長 吉田誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

それでは、ただ今から「平成26年 第7回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

今日は、教育委員の皆様方、事務局におかれましてはご多忙中のところ高龍小学校並びに久美浜保育所の建設現場、そしてまた峰山の保育所の建設現場、盛り沢山の形で皆様方にご足労いただきました。高龍小学校の様子、川上小、海部小、そしてまた佐濃小と3つの地域が一緒になった学校でございます。そしてまた施設も高龍中学校という中学校施設の小学校利用という、相当手を入れていただいているなという気持ちで見させていただいておりました。本当にいろんな部分でご苦労だろうとは思いますが、現場の教員の先生、そしてまた校長先生をはじめとして頑張っている、いろんなことに配慮しながらやられている姿に感銘を受けたところでございます。そしてまた、久美浜の保育所、そしてまた峰山の保育所の建設現場を見せていただきました。本当に大きな施設が建ちあがるということで、今後、しっかり見守っていきたく感じました。私の行動といたしましては、去る4月16日校園長会議に出させていただきます。

それでは、続きまして教育長から、第6回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事を中心といたしまして、教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

それでは、みなさんこんにちは。

先ほどは、委員長が言われましたけれども、視察の方ご苦労様でした。本年度に入りましてから4つの学校の開校式、中学校の入学式、そして当初の校園長・保育所長の会議と大変お世話になりました。本年度もスタートから大きな行事が続きましたけれどもあっという間に5月の連休が済んでしまいました。引き続き5月16日は伊根町で丹後地方教育委員会連合会の定期総会・研修会が、それからまた5月19日には京都の総合教育センターで京都府市町村教育委員会連合会の定期総会・研修会が開かれます。大変ですけれどもよろしく願います。この間、教育長会の会議も管内、京都府、近畿と連続してありましたけれども、大きな話題は、本日もお世話になりますが昨年9月に施行されました「いじめ防止対策推進法」により実施する具体的な施策の問題、それからもう一つは6月22日の国会の最終日までには議決されるだろうと言われております地教行法の見直し、つまり

新しい教育委員会制度の問題でした。こうした問題に加えまして、京丹後市ではまず本年度新たに出発しました学校の順調な運営、それから本年度から峰山中学校区、網野中学校区で本格的な実施となります小中一貫の取り組み、また来年度以降使用します小学校の教科書の採択の年ということにもなります。大きな問題が次々にありますけれども、皆さんで知恵を出し合い乗り切りたいと思っております。では、4月を中心としました動静について簡単に説明をします。メモを見て下さい。

#### 【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ありませんか。

〈小松委員長〉

それでは次に会議録の承認を行います。第3回の署名委員は野木委員、第4回の署名委員は文珠委員となっております。会議録については、お手元の方に送付させていただいております。

ここで、事務局より発言がございます。

〈米田教育長〉

第4回の教育委員会議に議決いただきました議案第21号につきまして、内容に誤りがありました為に、3月19日に開かれました第5回の3月臨時教育委員会議案第34号において取り消しを承認していただきました。つきましては、会議録につきましても議案第21号に関する発言部分の削除についてご承認いただきますようお願いをします。

以上です。

〈小松委員長〉

今の部分につきまして、修正し、あとは原案のとおりとして承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、続きまして本日の会議録署名委員の指名を致します。  
文珠委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。  
初めに、会議の非公開についてお諮りいたします。

議案第41号、42号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしということでございましたので、全員のご賛同を得ましたので、議案第41号、42号につきましては非公開といたします。

(非公開部分省略)

〈小松委員長〉

これより会議を公開といたします。

〈小松委員長〉

次に、議案第43号「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査検証委員会に関する条例の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第43号「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査検証委員会に関する条例の制定について」説明をさせていただきます。

いじめ防止対策の関係につきましては、2月の教育委員協議会で概要説明を行い、3月の定例会で「京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の制定」の議案審議の際に説明をさせていただきますので、本日は全体の説明は省略をさせていただきます。

いじめ防止対策推進法第14条第3項では、「いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」と規定しており、また第28条第1項では、「学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定をしております。この場合、公立学校におきましては、教育委員会の附属機関が調査機関になることが望ましいということにされておりますから、これらの法の規定により教育委員会の附属機関として「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会」の設置、また法第30条第2項では「学校から教育委員会を通じて報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告による重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調

査を行うことができる。」と規定しております。この法の規定による市長の附属機関として「京丹後市いじめ問題調査検証委員会」の設置を、この2つの委員会について、地方自治法第138条の4第2項の規定に基づく附属機関とするため、条例の制定を行うものです。

条例文の内容について説明をさせていただきます。

今回の条例では、先ほど申し上げました2つの附属機関について規定をすることとしております。第1章では、教育委員会の附属機関である「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会」を規定しておりますが、条文は第1条から第10条となっております。第1条では専門委員会の設置について法律の根拠を規定し、第2条では所掌事務、第3条では委員の人数、要件等、第4条では委員の任期、第5条では委員長等について、第6条では会議、第7条には臨時委員について、第8条には意見の聴取、第9条には庶務を教育委員会事務局が処理すること、第10条については委任を規定しております。

第2章では市長の附属機関である「京丹後市いじめ問題調査検証委員会」を規定しており、条文は第11条から第14条となっております。第11条ではいじめ検証委員会の設置について法律の根拠を、第12条では所掌事務、第13条では庶務を市民部が処理すること、第14条ではいじめ専門委員会の規定を準用することを規定しております。

参考資料1を付けておりますが、組織体制のイメージ図を添付しておりますので、参考にさせていただければというふうに思います。

施行期日につきましては、附則で公布の日からとさせていただきます。

本日承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくこととしております。

なお、この議案と合わせまして、これらの附属機関の設置に伴い、委員への報酬の規定が必要となりますので、参考資料2として付けさせていただいております内容で報酬額を定めるため、「京丹後市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」を行うことを申し添えます。これにつきましては市長部局の方の提案ということになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第43号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

ちょっと細かいことですがすみません。6条のところなのですが、6条の2で、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ないというふうに謳ってあるのですが、この会議というのは何か決議しなければいけない、そういうものを話し合うというのが会議ということですよ。では、緊急に何か集まるとかそういうことがダメということではないのですね。

<吉岡教育次長>

その通りでして、会議自体は過半数が出席しないとできないということでもあります。会議につきましては、調査等をする場合もありますし、それから市がいろんないじめ関係の対策に関することに検証していただいたり、いろんな話し合いをしてもらう場合もあると思いますし、方針等に意見をいただく場合とあります。ですから、採決が必要とするよう

な会議もあると思いますし、ただ単に意見を話し合っただけでそれは採決しないで会議だけで終わるといったような内容の場合もあると思いますが、会議自体を過半数がいなければ成立しないという規定をさせていただいています。

〈野木委員〉

それに引き続きまして、その後に臨時委員というのが謳ってあります。何か、その臨時委員というのは議決権といいますか、そういったものが設けられていますか。

〈吉岡教育次長〉

設けてないです。

〈野木委員〉

ないですか。はい、分かりました。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈文珠委員〉

いじめ防止の対策専門委員会といじめ問題調査検証委員会という2つを出されるということで、特にいじめ防止対策については教育委員会の方が、関係が深いということでもありますけども、この防止対策というふうに謳ってあるということでもありますので、事象が起きる前にいろいろ検討がされるとは思うのですが、そういった意味で定期的な会議を持たれるという方向性で良いのか、それとも必要に応じた時というふうな考え方ですか。

〈吉岡教育次長〉

先ほども少し触れさせていただいたのですが、調査だけではなくて、いじめ防止、今日協議会で少し説明させていただく予定ですが、いじめ防止方針というふうなことについても、この教育委員会の附属機関の方では審議をいただきますので、定期的な会議の開催を考えています。今年は初めてですので複数回、2回から3回を考えておりますし、特に問題がないようでしたら年に1回ということもあるかも知れませんが、定期的な開催は一応考えております。それで、付け加えますと、市長部局の方の専門委員会については、教育委員会サイドが調査した結果によるそれを再調査するかたちになりますので、こちらの方は定期的ではなくて、何か課題があった時に調査をするという形になります。

〈文珠委員〉

分かりました。

〈小松委員長〉

他にございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第43号「京丹後市いじめ防止対策等専門委員会及び京丹後市いじめ問題調査検証委員会に関する条例の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第44号「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これも教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第44号「専決処分の承認について」説明をさせていただきます。

専決処分の内容につきましては、行政財産の用途廃止について、府道網野峰山線の道路拡張工事に伴い、網野教育会館の一部が用地買収の対象となっているため、議案に記載のとおり該当の土地について平成26年4月1日に行政財産の廃止をし、普通財産へ用途変更を行ったものでございます。

なお、用地買収について、手続きを進めていきたいということから専決処分をさせていただきました。

普通財産として市長部局に所管替えを行い、用地買収等の手続きは、市長部局で行うこととなります。また、面積等が少ないため、財産の処分に対する議会の議決等は特に必要ありませんので、付け加えさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<小松委員長>

議案第44号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第44号「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>



異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。  
議案第45号「第11回大宮町体育大会の開催に係る後援について」を議題と致します。  
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第45号「第11回大宮町体育大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この大会は、多くの市民がスポーツに親しむとともに、各種スポーツの普及と競技を通じて市民の親睦と生涯スポーツの振興を図ることを目的に、体育協会大宮支部が大宮町内市民を対象に体育大会を実施するものでございます。

昨年までは、教育委員会が実施主体となり体協大宮支部に委託し事業を実施していましたが、他町の体育大会に合わせ、実施主体を体育協会の支部に変更し実施することとなったため、後援申請があったものです。

運営経費につきましては、資料等に付いておりますが補助金を交付することとしております。

主催は京丹后市体育協会大宮支部、期日は平成26年6月15日、会場は大宮町内の社会体育施設と学校施設、申請者は同支部 支部長 松本博之氏となっております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

<小松委員長>

議案第45号をご説明いただきました。  
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第45号「第11回大宮町体育大会の開催に係る後援について」につきましても、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

<小松委員長>

次に、報告議案が2件ございます。はじめに報告第11号「京丹後市立幼稚園・保育所内科医、歯科医、薬剤師の委嘱について」を議題といたしますので、説明をお願いします。

<米田教育長>

これについても次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

報告第11号「京丹後市立幼稚園・保育所内科医、歯科医、薬剤師の委嘱について」説明をさせていただきます。

京丹後市立幼稚園の内科医、歯科医、薬剤師については学校保健安全法第23条第1項から第3項の規定により学校におくこととされ、保育所の内科医、歯科医については、児童福祉法第45条の規定に基づく、厚生省令、児童福祉施設最低基準第33条第1項の規定により、嘱託医を置かなければならないとされているため、平成26年4月1日付で別紙一覧のとおり委嘱をしましたので、報告をさせていただきます。任期は、平成27年3月31日までとなります。

人事案件でありますので事前に審議をいただくべきものですが、例年、医師会からの推薦により委嘱を行なっておりますので、今定例会の報告とさせていただきました。

よろしく願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、報告第11号をご説明いただきました。

ご質問等がございましたらお願いします。

<森委員>

今更ながらすみません。薬剤師さんはどのような事をされるのでしょうか。

<中村子ども未来課長>

幼稚園からの照会で、保育所・幼稚園の方で使っている薬なんかについて、置き薬とかについての照会をして、補填をしていただいたり、1年に1度くらい来ていただいて指導していただくという話を聞いております。多く携わっていただくということではないのですけれども、そういう薬に関することに関してはその園の薬剤師ということで対応いただいていると聞いております。

<森委員>

分かりました。

<横島学校教育課長>

学校の関係ですけれども、薬剤師さんの方には環境の部分で協力いただいております。学校がありまして、部屋の明るさであるとか、音であるとか、そういった教育環境の確認ということでお世話になっております。

<小松委員長>

それでは、続きまして報告第12号「京丹後市教育振興計画策定委員会委員の退任及び委嘱について」を議題としますので、説明をお願いいたします。

<吉岡教育次長>

報告第12号「京丹後市教育振興計画策定委員会委員の退任及び委嘱について」説明をさせていただきます。

教育振興計画策定委員会委員のうち、選出母体の役職員の交代に伴い、別紙のとおり委員の退任及び委嘱を行いましたので、報告をさせていただきます。

任期につきましては、設置要綱の規定に基づき前任者の残任期間とするため、平成26年4月1日から平成27年9月25日までとさせていただきます。

これにつきましても、人事案件であるため事前に審議いただくべきものなのですが、各団体等の推薦により委嘱を行いましたので、今定例会の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、報告第12号をご説明いただきました。  
ご質問等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは、続きまして、追加議案ということで、報告議案が1件準備されております。  
報告第13号「京丹後市小中一貫教育研究推進協議会委員の退任及び委嘱について」を議題としますので、説明をお願いいたします。

<吉岡教育次長>

報告第13号「京丹後市小中一貫教育研究推進協議会委員の退任及び委嘱について」説明をさせていただきます。

小中一貫教育研究推進協議会委員のうち、選出母体の役職員の交代、及び教育委員会等の人事異動等に伴い、別紙のとおり委員の退任及び委嘱を行いましたので、報告をさせていただきます。

任期につきましては、設置要綱の規定に基づき 前任者の残任期間とするため、平成26年4月1日から平成27年6月30日までとさせていただきます。

これにつきましても、人事案件であるため事前に審議をいただくべきものですが、各団体等の推薦により委嘱を行いましたので、今定例会の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、報告第13号を説明いただきました。  
ご質問等がございましたらお願いいたします。

<小松委員長>

それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る4月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 5月学校行事予定について

〈子ども未来課〉

- ① 幼稚園・保育所の利用状況について

〈社会教育課〉

- ① 京丹後市高齢者大学について  
② 第5回平井嘉一郎文庫記念事業「作文コンクール」入選作品等発表会並びに表彰式について  
③ ジュニアカヌースプリント春季大会について  
④ 京都府高等学校総合体育大会カヌー競技について  
⑤ 国民体育大会カヌー競技京都府代表選手選考会について

〈文化財保護課〉

- ① 京丹後市文化財セミナーについて  
② 平成26年度「京丹後市博士」育成講座について

〈小松委員長〉

全体を通しまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

それでは、会議を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

〈閉会 午後4時48分〉

[ 6月定例会 平成26年6月6日(金) 午後5時00分から ]